

判例紹介

「路上障害物に係る事故と道路管理瑕疵」

北海道開発局建設部 建設行政課企画係長
佐々木 斎

1 はじめに

路上に放置された障害物により通行車両や歩行者が被害を被った事故と沿道からの樹木などにより通行に障害を与えた事故をここでは「路上障害物」に係る事故と呼ぶことにします。

これらの事故はその発生原因や態様によって次のように分類することができます。

(D)先行車からの落下物や何者かの行為等人為的な要因によって放置された物が通行の障害となって発生した事故(月)道路管理者の設置又は放置した物件が障害となって発生した事故(火)道路区域外の土地からの樹木が張り出しているため、通行の障害となって発生した事故及び樹木が道路側に倒れて発生した事故(水)路肩又は歩道に雑草が繁茂し、通行の障害となって発生した事故(木)放置車両が障害となって発生した事故などに分けることができます。

今回は有責と認定される可能性が高い(月)道路管理者の設置又は放置した物件が障害となって発生した事故と(火)沿道の土地からの樹木が張り出しているため、通行の障害となって発生した事故の裁判例をもとに道路管理者の責任について考えてみます。

2 判例紹介

(1) 吉川町道路上鉄板単車転落事件

浦和地裁越谷支部 平成元年3月23日

(有責、過失相殺4割、和解)

(事故概要)

午後7時過ぎ、夜間照明のない幅員3mの簡易舗装の町道を73歳の被害者が原付自転車を運転中、本件

道路に敷設してある鉄板にハンドルをとられ路外に逸脱し、水田に転落して窒息のため死亡した。

本件鉄板は沿道土地所有者が道路わきの水田の埋め立て工事をするに際し、道路が未舗装でダンプトラックによる損傷が予想されたため、その予防のため埋め立て業者が置いたものである。

(地裁判決要旨)

本件事故は、相被告会社が本件道路に隣接する水田の埋め立て工事に敷いた鉄板(不法占用)が原因と推定するのが相当であり、また通行の危険があったことを道路管理者は予め知っていたのであるから本件道路は安全性が欠如していて瑕疵があったものというべきである。

道路管理者は、適宜パトロールをして道路を常に安全な状態に維持しなければならない。

(2) 和歌山国道42号松の木衝突事件

和歌山地裁田辺支部 平成47年7月26日

(有責、過失相殺なし、確定)

(事故概要)

午前3時頃、貨物自動車が対向車を避けるため道路の路肩部分に入ったところ、車両の屋根が役場出張所の構内から道路に突出していた松の木に衝突し、その衝撃でハンドルをとられ、民家のコンクリート塀に激突した。

車両高は3.18mであり、松の木は路肩外側端の上空2.6m、車線外側端上空3.35mを幹の下部として、斜に中央線上空に至っており、道路管理者はその旨の標示は全く行っていなかった。

(地裁判決要旨)

本件路肩については緊急の場合、同所での駐停車や進行が事実上許容され、しかもそれを可能とする程度の構造がなされているので、本件進行は広義における通常の道路使用という範囲に属する。

道路管理者は、右路肩にやむなく進入してくる車両の安全に支障のないようその管理を行うべき義務を有し、国が車両の運行の障害となるものの排除を怠ったことにより本件事故を惹起した。松の木の所有者である町は、これを国道上から撤去するなどの危険防止の義務がある。

(3) 京都国道 27 号竹やぶ事件

京都地裁 昭和 48 年 1 月 16 日

(有責、過失相殺 4 割)

大阪高裁 昭和 49 年 11 月 29 日

(有責、過失相殺 7 割、確定) (事故概要)

事故概要

路肩に繁っていた竹が積雪のためセンターラインまで覆い被さる形で路面上 15m のところまで垂れ下がっていたため、これを避けて対向車線に出た車両が対向車と衝突、後続車にも追突され 1 名が死亡した。

(地裁判決要旨)

事故当時しなった竹はセンターラインまで覆い被さる格好で運転者の前方の見通しを全く遮ってしまうのであった。

本件道路は重要幹線道路であり、車両の交通量も多いのだから本件道路の交通の安全には万全を期することが要求される。

巡回や除雪が間に合わなかったとしても不可抗力にはあたらない。

運転者は対向車線の車両の有無の確認を怠った過失がある。

(高裁判決要旨)

本件事故現場付近は冬期多雪の地帯であり、その法面まで竹が群生している状況にあつては竹が道路上

に垂れ下がり、車両の通行を妨げることがあることは客観的に予想できる。

国は事故後このような事故防止のため防護柵を設置している。事故当時にもこのような措置が可能であったのであるからこのような措置をとっていなかった国の道路の管理に瑕疵があった。

運転者が垂れ下がった竹を避けるため反対車線に進入迂回したことは一応無理からぬことであつたとしても、なお周到な注意を払えば事故は未然に妨げたものと考えられる。

3 おすび

上記 2(1) の事件については、道路管理者側からすると相当厳しい判決のように思いますが、これは不法占用に対する措置が行われていない点に重きがおかれ、またその鉄板をパトロールで発見し撤去しなかったことに瑕疵が認められたものと考えます。今回は紹介しませんが上記 1 で分類した(田)人為的な要因で発生した障害物の事例に比べ、この種の事故は大幅に道路管理者の責任が認められてしまうようです。

2(2) 及び(3) の事件については、道路管理者において「予測可能であったか」「回避可能であったか」をもとに裁判所は冷静な判断をしていることが伺えます。特に(3) の事件は有名な事件で、巡回や除雪が間に合わなかったという道路管理者の不可抗力の抗弁が認められませんでした。このことは、道路区域外からのものであつても、道路通行への悪影響が通常予測でき、道路本来の安全性を失わしめるようなものであるならば、その排除を行わない場合には瑕疵が問われることを示しているのです。

したがって、道路の安全性というものを沿道をも意識したトータル的なものとして捉えていかなければならないこと、つまり道路の安全確保のあり方に対する一つの警鐘として、これらの判例を受け止めておくべきでしょう。